

消費生活相談



賢い消費者になりましょう！

～置き薬の処分は！？～

【事例】

家にある置き薬。3年前に業者が訪問したきりで、まったく姿を見せない。電話を掛けてもつながらない。薬はほとんどが使用期限切れだが、処分してもよいのか。

【ひとことアドバイス】

- ◇置き薬は購入したものではなく、預かったもので、保管義務があります。使用していない薬の代金は支払う必要がありませんが、勝手に処分すると、後日すべての薬代を支払わなければなりません。
- ◇処分したくても引き取り先が分からない場合は、兵庫県医薬品配置協議会（竹内薬品株式会社相談事業部内、Tel 0795・70・5000）にお問い合わせください。
- ◇了解していない、また、断ったにも関わらず業者が薬箱を勝手に置いていった場合は、役場消費相談窓口にご相談ください。
- ◇以前、医薬品はクーリングオフの対象外でしたが、平成20年の特定商取引法改正によって、これ以降の医薬品の販売契約はクーリングオフできるようになりました。
- ◇置き薬の返還請求権の时效は5年です。使用していなくても、また、使用期限が切れていても、破棄しないで5年間は保管しましょう。



相談は
こちらへ...

役場消費生活相談窓口(町民課内)
TEL 0796・36・1941 (直通)

たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!